

税務^{重要}計算ハンドブック

日本税理士会連合会編

税務重要計算ハンドブック

日本税理士会連合会編

昭和57年度版

中央経済社

昭和57年度版
税務要計算ハンドブック

昭和57年6月25日 印刷

昭和57年6月30日 発行

編集 日本税理士会連合会

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6

郵便番号 151

電話 (341) 1131 (代)

発行 株式会社中央経済社

東京都千代田区神田神保町1-31-2

郵便番号 101

電話 (293) 3371 (編集部)

(293) 3381 (営業部)

印刷 / 三栄印刷株式会社

製本 / 美行製本

落丁・乱丁本はお取替え致します。

4621

ISBN4-481-80864-0 C3034

序

わが国に税理士制度が施行されたのは昭和17年ですから、昭和57年をもって40周年を迎えることとなります。税理士制度は、私ども税理士のみならず、国民のための公共の制度として健全な姿で定着し、税務行政の円滑な運営に絶大な貢献をしてきたことは、改めて言うまでもありません。

この間、私ども税理士は、その職責完遂のため、たゆみない努力と研さんを重ね、納税者のよき相談相手として、わが国の申告納税制度を側面から支えてまいりました。

また、昭和55年に、久しく待ち望まれていた業界の憲法ともいべき税理士法の全面改正がなされた結果、税理士の公共性が更に一段と強調されることとなり、私ども税理士としてもその使命を痛感するとともに覚悟を新たにしますのであります。

日本税理士会連合会では、この税理士制度施行40周年を迎えるに当って、一連の記念出版を企画編集することとなり、その一環として、昭和55年に刊行されたのが「税務重要計算ハンドブック」であります。

本書は、法人税、所得税、資産税及び地方税の各税について基本的かつ重要な計算事例をもれなく選び出し、実務上の理解に資することができるように編集されており、57年度版は、改正税法の収録はもちろんのこと、各税目とも新問題を追加して一層内容の充実を図っております。

本書が、「税務経理ハンドブック」の姉妹書として、また、税務・会計に関する実務のよき指針として広く利用されるとともに、業務の伸展に役立つことを念願してやみません。

最後に、本書の編集に当られた本会事業本部の方々を初め、企画にご賛同いただき、執筆にご尽力願った執筆者各位に対し、深甚の謝意を申し述べます。

昭和57年5月

日本税理士会連合会

会長 織 本 秀 實

凡 例

1. 解説は、昭和57年6月1日現在の法令・通達によった。
2. 解説文の末尾に根拠法令を示す場合は、略語を用いてある。

条 数字のみ

項 ①

号 一

したがって、たとえば、法人税法第22条第3項第2号は、(法
22③二)のように表記した。

3. 法令の略語は、次のとおりである。

法人税法	法法
法人税法施行令	法令
法人税法施行規則	法規
法人税基本通達	法基通
所得税法	所法
所得税法施行令	所令
所得税法施行規則	所規
所得税基本通達	所基通
租税特別措置法	措法
租税特別措置法施行令	措令
租税特別措置法施行規則	措規
租税特別措置法基本通達	措基通
相続税法	相法
相続税法基本通達	相基通
相続税財産評価基本通達	相評基通
国税通則法	国通法
地方税法	地法
地方税法施行令	地令
地方税法施行規則	地規
減価償却資産の耐用年数等に関する省令	耐令
耐用年数の適用等に関する取扱通達	耐通

第1部 法人税編

1	同族会社	
1-1	同族会社の判定	1
2	法令による益金算入額及び益金不算入額	
1	受取配当等	
2-1	受取配当等の益金不算入	4
2-2	受取配当からの負債利子控除額	7
2-3	短期所有株式等に係る受取配当等についての 益金不算入の不適用	10
2-4	みなし配当の金額	12
2-5	受取配当の一部益金算入	15
2	還付金等	
2-6	還付金の益金不算入	17
3	合併差益金	
2-7	合併差益金の構成部分の区分計算(評価益のない場合)	18
2-8	合併差益金の構成部分の区分計算(評価益がある場合)	20
3	法令による損金算入額及び損金不算入額	
1	報酬・賞与及び退職給与等	
3-1	使用人兼務役員の使用人分賞与の損金算入額	22
3-2	役員報酬の損金不算入額	26
3-3	役員退職金の損金不算入額	28
2	寄付金	
3-4	寄付金の計算	30

3 - 5	公益法人の場合の寄付金の損金算入限度額	33
3	租 税 公 課	
3 - 6	納税充当金	35
3 - 7	法人税等の損金不算入	37
4	交 際 費	
3 - 8	昭和57年4月1日以後開始する事業年度の交際費等の損金不算入額	39
3 - 9	昭和57年3月31日までに開始した事業年度の交際費等の損金不算入額(1) (基準交際費額より減少した場合)	41
3 - 10	昭和57年3月31日までに開始した事業年度の交際費等の損金不算入額(2) (昭和56年4月1日以後開始する事業年度で基準交際費額より増加した場合)	43
3 - 11	昭和57年3月31日までに開始する事業年度の交際費等の損金不算入額(3) (昭和56年3月31日までに開始する事業年度で基準交際費額より増加した場合)	45
3 - 12	基準交際費額の計算(合併の場合)	47
3 - 13	基準交際費額(事業年度を変更した場合)	49
3 - 14	原価に算入された交際費等の調整	51
5	資産整理に伴う私財提供等があった場合の欠損金の損金算入	
3 - 15	私財提供等があった場合の欠損金の損金算入	53
6	適格退職年金掛金等	
3 - 16	適格退職年金掛金等の取扱い	55
4	借地権の設定等に伴う所得	
4 - 1	贈与とされる借地権利金 (相当の地代に満たない地代を収受している場合)	60
4 - 2	贈与とされる借地権利金 (相当の地代を引き下げた場合)	63
4 - 3	贈与とされる借地権利金 (特別な経済的利益がある場合)	64

4 - 4	借地権の設定等により地価が著しく低下する 場合の土地の簿価の一部の損金算入額	66
4 - 5	更新料を支払った場合の損金算入額	67
4 - 6	使用の対価としての相当の地代	68
5	たな卸資産の評価	
5 - 1	たな卸資産の評価額	70
5 - 2	切放し低価法と洗替え低価法	73
6	原価差額の調整	
6 - 1	原価差額の調整	75
7	有価証券の評価	
7 - 1	有価証券の評価額	78
7 - 2	身代り株式等の取得価額（増資の場合）	80
7 - 3	身代り株式等の取得価額（株式配当の場合）	82
7 - 4	身代り株式等の取得価額（合併の場合）	83
7 - 5	身代り株式等の取得価額（利益消却の場合）	85
7 - 6	切放し低価法と洗替え低価法	87
8	減価償却資産	
8 - 1	減価償却資産の範囲	88
8 - 2	減価償却費（定率法の場合）	90
8 - 3	減価償却費（生産高比例法の場合）	92
8 - 4	通常の使用時間を超えて使用した場合の増加 償却割合	93
8 - 5	陳腐化資産の償却	96
8 - 6	中古資産の耐用年数の見積り	98
8 - 7	年の中途で事業の用に供した場合の償却限度 額（原則）	100
8 - 8	年の中途で事業の用に供した場合の償却限度 額（簡便法）	101
8 - 9	総合償却資産の除却価額	103
9	資本的支出と修繕費	
9 - 1	資本的支出と修繕費	106

10 租税特別措置法に基づく特別償却

10-1	中小企業者の機械等の特別償却	108
10-2	低開発地域等における工業用機械等の特別償却	110
10-3	新築貸家住宅の割増償却	113
10-4	特別償却準備金の積立てと取りくずし	116
10-5	特別償却不足額がある場合	118

11 繰延資産

11-1	繰延資産の償却限度額	120
11-2	社債発行差金の償却	125

12 圧縮記帳と所得の特別控除

12-1	圧縮記帳に関する会計処理	126
12-2	条件付補助金の受入れ及び一部の返還の確定	128
12-3	保険金等の場合の圧縮記帳	129
12-4	交換取得資産の圧縮記帳	131
12-5	交換取得資産に対応する簿価（交換取得資産とともに交換差金等を取得した場合）	132
12-6	交換取得資産に対応する簿価（譲渡資産とともに支出金を支出した場合）	133
12-7	収用等の場合の圧縮記帳	134
12-8	収用等の場合の特別勘定の処理（特別控除の適用）	138
12-9	収用等の場合の所得控除（原則）	140
12-10	収用等の場合の所得控除（年又は事業年度を異にする2以上の譲渡等があった場合）	142
12-11	対価補償金、収益補償金、費用補償金等の取扱い（特例対象補償金）	144
12-12	特定資産の買換えの圧縮記帳	147
12-13	先行取得資産の圧縮記帳	149
12-14	特定現物出資の圧縮記帳	151

13 引当金及び準備金

13-1	貸倒引当金の実績率による計算	153
13-2	簡便法による貸倒引当金の計算	155
13-3	貸倒引当金の計算（法定率による場合）	157
13-4	貸倒引当金の対象貸金	159
13-5	債権償却特別勘定（対象貸金額の計算を含む）	163
13-6	返品調整引当金（返品率、売買差益率の計算を含む）	166
13-7	支給対象期間のある賞与引当金	168
13-8	暦年基準の賞与引当金	171
13-9	就業規則の場合の退職給与引当金の繰入限度額	173
13-10	退職給与引当金の累積限度引下げに伴う経過措置による計算	175
13-11	混合退職給与規程の場合の退職給与引当金	180
13-12	適格退職年金等がある場合の退職給与引当金	182
13-13	退職給与引当金の取りくずし	185
13-14	退職給与引当金（半年決算法人等の繰入不足額の繰越）	187
13-15	特別修繕引当金	189
13-16	製品保証等引当金（補修実績率による計算を含む）	190
13-17	価格変動準備金	192
13-18	中小企業等海外市場開拓準備金	195
13-19	海外投資等損失準備金	197

14 その他課税上の特例

14-1	技術輸出所得控除	200
14-2	外貨建債権債務の換算（期末時換算法）	203
14-3	特定外国子会社の課税対象留保金額	207
14-4	特定外国子会社等の留保金額課税にかかる特定外国子会社等及び納税義務者の判定	209

15 収益及び費用の帰属事業年度

15-1	割賦基準の適用	212
15-2	委託販売による収益	214

15-3	延払基準の適用	215
15-4	造成団地の分譲による損益	218
15-5	工事進行基準の適用（原則）	219
15-6	工事進行基準の適用（特殊な場合）	221
15-7	広告宣伝用資産の受贈益	223
16 税額の計算		
16-1	法人税額の計算	224
16-2	所得等からした配当等の金額（軽減税率適用所得金額）	227
16-3	同族会社の留保金課税額	229
16-4	土地譲渡益重課	232
17 税額控除		
17-1	所得税額控除額（元本所有期間あん分の計算法を含む）	236
17-2	直接外国税額控除額	240
17-3	間接外国税額控除額	243
17-4	仮装経理に基づく過大申告の場合の税額控除	245
17-5	増加試験研究費の特別控除額	246
17-6	産業転換設備等を取得した場合の特別税額控除額	248
18 清算所得に対する法人税額		
18-1	合併の場合の清算所得金額	250
18-2	解散の場合の清算所得金額	253

第2部 所得税編

1 各種所得の計算

1 配当所得

1-1	みなし配当（減資・株式の消却・退社・脱退・解散・合併）	259
1-2	みなし配当（利益をもってする株式の消却・利益	

	積立金額の資本組入れ・残余財産の一分配後の 継続等)	262
1-3	みなし配当(みなし法人課税)	265
1-4	負債の利子	266
2	事業所得	
1-5	割賦基準	269
1-6	延払基準	272
1-7	工事進行基準	274
1-8	たな卸資産の家事消費・贈与	276
3	給与所得	
1-9	使用者から貸与を受けた住宅等に係る賃貸料 相当額	278
1-10	使用者から貸付けを受けた金銭の利息相当額	283
4	退職所得	
1-11	勤続年数の特例	285
1-12	退職所得控除額の特例	288
5	山林所得	
1-13	森林計画特別控除額	290
1-14	収用等の場合の買換えの特例	292
1-15	収用交換等の場合の3,000万円控除	293
6	譲渡所得の範囲	
1-16	一括譲渡資産のなかに課税方法の異なる資産 が含まれている場合の収入金額等の区分	295
1-17	資産の譲渡とみなされる借地権の設定等の判 定	297
1-18	特別の経済的利益	299
1-19	極めて長期保有の土地に区画形質の変更等を 加えて譲渡した場合の所得の区分	301
1-20	事業等の譲渡に類似する有価証券の譲渡の判 定	303
7	譲渡所得の取得費	
1-21	減価資産の取得費	305

1-22	土地建物等の概算取得費	307
1-23	借地権の設定等に係る譲渡所得の取得費	309
1-24	2回以上にわたって取得した同一銘柄の有価証券の取得費	312
1-25	昭和27年以前から有する資産の取得費	314
1-26	相続税の取得費加算	315
8	譲渡所得の課税繰延べ・特別控除の特例	
1-27	固定資産の交換の特例	317
1-28	収用等の場合の買換えの特例	319
1-29	交換処分等の場合の特例	321
1-30	換地処分等の場合の特例	324
1-31	居住用財産の買換えの特例 特定の事業用資産の買換えの特例 既成市街地等内における中高層耐火共同住宅 の建設のための買換えの特例	325
1-32	特定の居住用財産の交換の特例 特定の事業用資産の交換の特例 既成市街地等内にある土地建物等を特定の中 高層耐火共同住宅等と交換した場合の特例	328
1-33	分離課税の譲渡所得等の特別控除額の控除順 序	331
1-34	収用交換等の場合の3,000万円控除	333
1-35	家屋と土地の所有者が異なる場合の居住用財 産の3,000万円控除	335
9	譲渡所得の資産損失に関する特例	
1-36	譲渡代金の貸倒損失	336
1-37	保証債務を履行するための資産の譲渡	338
10	一時所得	
1-38	収入を得るために支出した金額	340
1-39	生命保険契約に基づく一時金・年金	342
2	必要経費	
2-1	事業所得・雑所得となる有価証券の譲渡原価	344

2-2	必要経費に算入される利子税	348
2-3	償却方法を変更した場合の償却費	349
2-4	非業務用資産を業務用に転用した場合の償却 費	351
2-5	減価償却資産の一部の取りこわし等又は資本 的支出があった場合の償却費	353
2-6	新築貸家住宅の割増償却	356
2-7	事業用固定資産の損失	358
2-8	事業以外の業務用資産の災害損失	360
2-9	非事業貸付金債権の貸倒損失	363
2-10	借地権の減価相当額	365
2-11	山林所得の概算経費率による必要経費	366
2-12	事業廃止後に生じた費用・損失	368

3 所得の総合、損益通算及び損失の繰越控除

1 所得の総合

3-1	総所得金額	370
3-2	各種課税標準	372

2 損益通算

3-3	損益通算の対象となる損失	373
3-4	譲渡所得の内部通算	375
3-5	譲渡所得との通算	376
3-6	通算の順序	378
3-7	変動所得等の損失	380

3 損失の繰越控除

3-8	繰越控除の対象となる純損失の金額	381
3-9	繰越控除の順序	383
3-10	雑損失の繰越控除	386
3-11	純損失と雑損失とがある場合の繰越控除の順 序	388

4 所得控除

4-1	雑損控除及び災害減免	390
4-2	寄付金控除	393

4 - 3	老年者控除	395
4 - 4	寡婦（寡夫）控除	396
4 - 5	配偶者控除及び扶養控除	397
4 - 6	所得控除の順序	399

5 税額の計算

1 原則

5 - 1	税額の計算（一般の場合）	400
-------	--------------	-----

2 土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例

5 - 2	土地等に係る事業所得等の金額に対する税額	402
-------	----------------------	-----

3 土地・建物等の譲渡所得の課税の特例

5 - 3	長期譲渡所得に対する税額（一般の場合）	404
5 - 4	長期譲渡所得に対する税額（優良住宅地等のための譲渡所得がある場合）	406
5 - 5	長期譲渡所得に対する税額（特定市街化区域農地等の譲渡所得の場合）	408
5 - 6	短期譲渡所得に対する税額	410

4 変動所得、臨時所得の平均課税

5 - 7	平均課税の計算（一般の場合）	412
5 - 8	平均課税の適用がある場合の長期譲渡所得の税額	414
5 - 9	平均課税の適用がある場合の短期譲渡所得の税額	417

5 資産所得の合算課税

5 - 10	資産所得合算課税の要否の判定	419
5 - 11	税額の計算（一般の場合）	421
5 - 12	税額の計算（短期譲渡所得がある場合）	424
5 - 13	税額の計算（年の中途で死亡した者がある場合）	426

6 みなし法人課税を選択した場合の課税の特例

5 - 14	所得税額の計算	428
5 - 15	みなし法人所得が赤字の場合	431
5 - 16	個人課税所得に赤字の所得がある場合	432
5 - 17	繰越みなし法人損失額がある場合	433

5-18	医業所得がある場合	434
5-19	過大報酬がある場合	435
6 税 額 控 除		
6-1	配当控除額	436
6-2	住宅取得控除額	438
7 確定申告及び確定納税		
7-1	確定申告義務の判定	439
7-2	少額配当所得の確定申告不要	441

第3部 資 産 税 編

1 相 続 税

1 納税義務者と課税財産

1-1	相続税が課税される者	443
1-2	相続税が課税される財産	445
1-3	生命保険金又は損害保険金に相続税が課税される場合	446
1-4	退職金に相続税が課税される場合	448
1-5	弔慰金、香典をもらった場合の課税関係	449
1-6	退職後死亡した者の生前の勤務先から功労金をもらった場合	450
1-7	相続人でない者が家庭裁判所の審判により財産分与を受けた場合	451

2 非課税財産

1-8	相続、遺贈により取得した財産で相続税が課税されないもの	452
1-9	公益法人等に相続財産を寄付した場合	454

3 税額計算

1-10	相続税の課税標準	455
1-11	相続税額の計算方法	457
1-12	代償分割をした場合の課税価格	459
1-13	被相続人の債務を負担した場合	461

1-14	被相続人に係る葬式費用の範囲	462
1-15	遺産に係る基礎控除額の計算と法定相続人の 意義	463
1-16	孫が祖父の財産を相続又は遺贈により取得し た場合	464
1-17	被相続人から相続開始前3年以内に財産の贈 与を受けていた場合	466
1-18	配偶者が財産を相続した場合の相続税額	467
1-19	申告期限までに遺産が分割されない場合の配 偶者の税額軽減	469
1-20	遺産分割の方法	471
1-21	未成年者が財産を相続した場合	473
1-22	未成年者控除の適用を受けられる者の範囲	474
1-23	前回の相続時に未成年者控除の適用を受けて いる場合	477
1-24	障害者が財産を相続した場合	478
1-25	短期間のうちに続けて相続開始があった場合	481
4 申告と納付		
1-26	申告期限と申告書の提出先	483
1-27	申告後に相続税額の減額を請求できる場合	485
1-28	相続税額を延納により納める場合	488
1-29	現金で相続税を納められない場合	491
1-30	農地等を相続した場合の納税猶予	493
1-31	相続税の期限内申告前に相続財産が災害を受 けた場合	496
1-32	相続税の期限内申告書の提出後に相続財産が 災害を受けた場合	497

2 贈 与 税

1 納税義務者

2-1	贈与税が課税される者	498
-----	------------	-----

2 贈与によって取得したものとみなされるもの

2-2	生命保険金	500
-----	-------	-----